

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年3月31日
山梨市長

市町村名 (市町村コード)	山梨市 (19205)
地域名 (地域内農業集落名)	後屋敷 (鴨居寺、東後屋敷、三ヶ所、西後屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月17日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

貸し出しの意向がある農地情報の収集と提供がうまくいかず、荒廃農地が生まれてしまうことが課題である。また、耕作できない状況でも、他人への貸し出しを躊躇するケースがあることから、地域の信頼できる農業委員や担い手を通して農地のマッチングを図る必要がある。
高齢化などにより、今後耕作できなくなってくる農地を任せられる地域の担い手の確保も必要である。
宅地化の進行に伴う営農への支障が増えている
果実組合など地元の団体などの協力をいただく中で、集落ごとに話し合う場を設けて、市民全員が共通認識を持つ必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

基本的には桃の栽培を中心に、今後計画されている区画整理事業により営農条件を高めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域は特に定めない。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

農地の貸出や売却の意向がある場合はその情報を市やJAに集約し、地域で信頼できる担い手への農地集積を進める。

農地を引き受ける担い手を増やすために、新規就農者の育成をしていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

貸出や売却の意向が確認された農地については積極的に農地中間管理機構の活用を推進していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

農道や用排水路などの農業施設の修繕や整備などを地域と市の協議のうえ行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

必要に応じて、地域の農業者が新規就農者を将来の地域農業の担い手となるようサポートする。

また、地域の人たちとのつながりができるようサポートするなど、新規就農者が農地の貸し借りを円滑に行える体制を構築する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】